

〔注〕 昭和五八年から改正経過を注記した。

改正

昭和四四年 七月規則第一五号

昭和四五年一〇月規則第三〇号

昭和四九年 二月規則第五号

昭和四九年 九月規則第四九号

昭和五〇年一二月規則第八四号

昭和五一年 七月規則第三六号

昭和五二年 八月規則第四八号

昭和五三年十一月規則第四七号

昭和五四年 三月規則第一四号

昭和五五年 四月規則第二六号

昭和五六年 三月規則第一三号

昭和五八年 七月規則第三八号

昭和六一年 八月規則第六四号

昭和六一年 九月規則第六六号

昭和六三年 三月規則第四号

平成 八年 三月規則第一四号

平成一〇年一二月規則第七七号

平成一一年 七月規則第五九号

平成一三年 一月規則第二号

平成一五年一二月規則第七二号

平成一七年 三月規則第一七号

平成一七年 六月規則第六五号

平成一九年 三月規則第二〇号

平成二六年 三月二〇日規則第七号

平成三〇年 三月二八日規則第六号

平成三一年 三月二九日規則第一三号

江戸川区民センター条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、江戸川区民センター条例（昭和四十年十月江戸川区条例第三十六号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成三〇年規則六号〕

(開館時間)

第二条 江戸川区民センター（以下「区民センター」という。）の開館時間は、午前九時から午後九時三十分までとする。

一部改正〔平成一三年規則二号・一七年一七号・六五号〕

(休館日)

第三条 区民センターの休館日は、一月一日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日までとする。ただし、条例第十四条の規定により江戸川区長（以下「区長」という。）が指定する者（以下「指定管理者」という。）が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

一部改正〔平成一七年規則六五号・三〇年六号〕

(利用時間)

第四条 区民センターの利用時間は、第二条に定める開館時間の範囲内で指定管理者が定めるものとする。ただし、指定管理者は区長の承認を得て、変更することができる。

2 利用時間は、指定管理者の承認を受けた時間とし、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

全部改正〔平成一七年規則六五号〕

(利用登録)

第五条 条例別表に規定する施設（以下「施設」という。）を利用しようとする者であって、第八条第一項の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、あらかじめ江戸川区（以下「区」という。）に登録するものとする。この場合における登録の区分は、別に区長が定める。ただし、貸切りでない場合及び無料の施設の利用については、この限りでない。

2 前項の登録をしようとする者は、登録申請書により区長に登録の申請をしなければならない。

3 区長は登録申請書の提出があったときは、審査の上、登録書を交付するものとする。

追加〔平成一九年規則二〇号〕、一部改正〔平成三〇年規則六号〕

(利用申請)

第六条 施設を利用しようとする者は、指定管理者に利用の申請をし、その承認を受けなければならない。ただし、条例別表に掲げることも音楽室の個人利用については、この限りでない。

2 前項の利用申請の受付時期は、別に区長が定める。

全部改正〔平成一九年規則二〇号〕、一部改正〔平成三〇年規則六号・三一年一三号・令和二年一一号〕

(利用承認)

第七条 指定管理者は、前条第一項の申請につき、その利用を承認したときは、申請をした者に対して、利用承認書又は利用証を交付する。

2 利用承認の順序は申請の順序により行う。ただし、同時に申請があったときは、抽選により受付の順序を決定する。

一部改正〔平成一七年規則六五号・一九年二〇号・三〇年六号〕

(利用料金)

第七条の二 条例第七条第二項に規定する付帯設備及びその利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定めるものとする。

全部改正〔平成一七年規則六五号〕、一部改正〔平成一九年規則二〇号・三一年一三号〕

(利用料金の減額又は免除)

第八条 条例第七条第四項の規定により利用料金を減額し、又は免除することができる場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいい、減額又は免除する額は、当該各号に定めるところによる。

一 区が行政目的又は教育目的のために利用する場合 五割相当額

ただし、集会室を利用する場合 全額免除

二 官公署又は公益団体が自ら公益目的のために利用する場合 二割五分相当額

ただし、集会室を利用する場合 全額免除

三 区に登録した青少年団体が青少年の健全育成の目的のために料理講習室、集会室、音楽室、ホール又はこども音楽室を利用する場合 全額免除

四 区に登録した熟年者の団体、障害者の団体等が自らその目的のために料理講習室、集会室、音楽室、ホール又はこども音楽室を利用する場合 全額免除

五 区に登録した五人以上の者が文化活動を行うために料理講習室、集会室、音楽室、ホール又はこども音楽室を利用する場合 五割相当額

- 2 前項各号の規定は、別表に定める付帯設備（駐車場を除く。）の利用料金の減額又は免除について準用する。
- 3 前二項の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、第六条の申請の際に、利用料金減額免除願を添えて提出しなければならない。
- 4 別表に規定する駐車場の利用料金については、指定管理者が特に必要と認めるときは、免除することができる。

一部改正〔昭和五八年規則三八号・六三年四号・平成一一年五九号・一三年二号・一七年一七号・六五号・一九年二〇号・三〇年六号・令和二年一一号〕

（利用承認の取消願）

第九条 第七条第一項の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が、利用の申請の取消しをしようとするときは、利用承認取消願を指定管理者に提出しなければならない。

全部改正〔平成三〇年規則六号〕

（利用料金の還付）

第十条 条例第八条ただし書に規定する特別の理由により還付することができる場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいい、還付する額は、当該各号に定めるところによる。

- 一 利用者の責任によらない理由によって利用することができない場合 全額
- 二 条例第九条第三号の規定により利用の承認を取り消した場合 全額
- 三 利用の取消しに相当の理由がある場合で、次に定める期日までに申出があった場合
 - イ ホール（ホール利用）及びバンケットルーム 利用期日の二十日前 五割相当額
 - ロ ホール（スポーツルーム利用）、料理講習室、集会室、音楽室及びこども音楽室 利用期日の七日前 五割相当額

- 2 付帯設備の利用料金の還付については、前項各号の規定を準用する。
- 3 前二項の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、利用料金還付請求書に利用承認書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

一部改正〔昭和五八年規則三八号・平成一〇年七七号・一一年五九号・一三年二号・一七年一七号・六五号・一九年二〇号・三〇年六号・令和二年一一号〕

（利用制限の通知）

第十一条 指定管理者は、条例第九条の規定により利用承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止したときは、利用者に対して利用制限通知書により通知するものとする。

一部改正〔平成一七年規則六五号・一九年二〇号・三〇年六号〕

(禁止行為)

第十二条 利用者又は入場者は、次の行為をしてはならない。

- 一 承認外の施設を利用すること。
- 二 定められた場所以外で火気を使用すること。
- 三 無断で設備その他の現状を変更すること。
- 四 その他管理上支障があると認められる行為をすること。

一部改正〔平成一七年規則一七号・六五号・一九年二〇号・三〇年六号〕

(係員の指示)

第十三条 利用者又は入場者は、その利用又は入場について、係員の指示を守らなければならない。

一部改正〔平成一七年規則六五号・一九年二〇号〕

(指定申請書の提出等)

第十四条 指定管理者の指定を受けようとする者は、指定申請書を区長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第十六条第二項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 区民センターの管理運営に係る職員配置提案書及び経費見積書
- 二 法人の定款
- 三 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の法人の収支計算書及び前事業年度の決算報告書
- 四 法人の事業経歴及び概要
- 五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

追加〔平成一七年規則六五号〕、一部改正〔平成一九年規則二〇号・三〇年六号〕

(様式)

第十五条 この規則の施行について必要な様式は、別に区長が定める。

追加〔平成一七年規則六五号〕、一部改正〔平成一九年規則二〇号〕

(委任)

第十六条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に区長が定める。

追加〔平成一七年規則六五号〕、一部改正〔平成一九年規則二〇号〕

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (中間省略)

付 則（平成一三年一月一八日規則第二号）

- 1 この規則は、平成十三年二月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の江戸川区民センター条例施行規則第二条、第五条、第六条の二、第七条、第九条及び別表第二の規定は、平成十三年七月一日以後に利用する者から適用し、平成十三年七月一日前に利用する者については、なお従前の例による。

付 則（中間省略）

付 則（平成一七年三月二五日規則第一七号）

- 1 この規則は、平成十七年四月十日から施行する。
- 2 この規則による改正後の江戸川区民センター条例施行規則第七条第二項及び第四項並びに別表第二の規定は、平成十七年六月一日以後に利用する者から適用し、平成十七年六月一日前に利用する者については、なお従前の例による。

付 則（平成一七年六月二四日規則第六五号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第十二条の次に三条を加える改正規定（第十三条に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

付 則（平成一九年三月三〇日規則第二〇号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。
- 2 施設の利用登録その他登録のための必要な準備は、この規則の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この規則による改正後の江戸川区民センター条例施行規則第六条第二項の規定は、平成十九年九月一日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者については、なお従前の例による。

付 則（平成二六年三月二〇日規則第七号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の江戸川区民センター条例施行規則別表の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

付 則（平成三〇年三月二八日規則第六号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

付 則（平成三一年三月二九日規則第一三号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成三十一年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第六条第一項の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の別表の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

付 則（令和二年三月三〇日規則第一一号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

別表（第七条の二関係）

付帯設備利用料金

種別		区分	利用料金	備考
1	ピアノ	一台	一、一五〇円	ホール備付けのものに限る。調律は含まない。
2	スクリーン	一枚	六三〇円	ホール備付けのものに限る。
3	マイクロフォン	一本	五二〇円	同
4	C Dプレーヤー	一台	六三〇円	同
5	テープレコーダー	一台	五二〇円	同。テープ無し。
6	スポットライト	一基	三二〇円	同
7	ボーダーライト	一式	六三〇円	同。第一ボーダーライトは、無料
8	映写機（十六ミリ）	一台	一、一五〇円	同
9	ビデオプロジェクター	一式	一、〇五〇円	V H S
10	パソコンプロジェクター	一式	一、〇五〇円	
11	電源料	一回	二五〇円	

12	ミラーボール	一台	一、一五〇円		ホール備付けのものに限る。
13	オーバーヘッドプロジェクター	一台	一、〇五〇円		スクリーン付
14	駐車場	一時間	小型・普通車	最初の一時 間 二〇〇円 以後 一〇〇円	

備考

- 一 駐車場を除き、利用一回につき四時間までごとの利用料金とする。
 - 二 第四条の規定にかかわらず、駐車場の利用時間は、午前零時から午後十二時までとすることができる。
- 全部改正〔平成一九年規則二〇号〕、一部改正〔平成二六年規則七号・三〇年六号・三一年一三号〕